

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構
福祉サービス第三者評価結果公表要領

1 目的

この要領は、とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構設置要綱の7の規定に基づき、評価結果の公表に関し必要な事項を定める。

2 評価結果の公表

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「県推進機構」という。）及び第三者評価機関が公表する評価結果の内容は、様式1のとおりとする。

3 事業所情報の公表

2に規定するもののほか、様式2で定める事業所情報も併せて公表するものとする。

4 県推進機構における公表の方法

県推進機構は、県推進機構が設置するホームページに掲載するとともに、事務局にて閲覧できるものとする。

5 公表期間

公表期間は5年間とする。

6 公表の不同意

県推進機構及び第三者評価機関は、公表について事業所の同意を得られなかった場合は、様式3で定める内容を公表する。

7 評価結果の報告

第三者評価機関は、様式4のとおり評価結果の確定後30日以内に、県推進機構に評価結果を報告するものとする。

8 受審済証の交付

県推進機構は、推進機構が認証した評価機関により福祉サービス第三者評価を受審し、その評価結果の公表に同意した事業所に対し、受審済証（様式5）およびステッカーを交付する。

9 評価結果の情報提供

県推進機構は、公表の同意を得た事業所の所在する市町に対して、当該第三者評価結果を情報提供する。

附 則

この要領は、平成17年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月29日から施行し、平成30年9月1日から適用する。(様式1の改正)ただし、適用日において現に実施している福祉サービス第三者評価の評価結果の公表内容は、従前の様式1のとおりとすることができる。

附 則

この要領は、平成31年4月8日から施行する。(様式2-①及び様式2-②の改正)

附 則

この要領は、令和2年6月11日から施行する。(様式1の改正)